

関係団体に対する規制緩和等アンケート結果（平成27年度）

この度、団体・企業等から、規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化等について、県民の利便性の向上や事業活動の活性化の観点から、貴重なご意見をいただきました。

今回のアンケートは、「県の条例や規則に基づく規制の緩和、行政手続の簡素化等」に関する内容を対象としているため、法令等による国の規制や県以外の機関等に対する要望などについて一部回答できない部分がありますので、ご理解願います。

茨城県行政書士会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○建設業許可（新規・更新）に係る許可書（通知書）は、申請時に正本1部及び写し2部の計3部の書類を提出し、許可通知書は、当該申請書一式の写し1部とともに申請を行なった土木事務所に出向いて受領することになっております。</p> <p>一方、産業廃棄物収集運搬業の許可申請においては、受付完了時に受付印が押印された申請書の写し1部がその場で返却され、当該許可証は県の担当部署から郵送されてまいります。</p> <p>つきましては、建設業許可に関しても、産業廃棄物収集運搬業許可と同様の方法にて許可通知書を交付して頂けないものかと思っております。</p>	<p>・担当課：監理課</p> <p>申請書は審査の過程で補正が生じる場合があるため、許可時にその写しを許可通知書とともにお返ししております。</p> <p>また、申請書の写しと許可通知書を確実にお渡しするとともに、審査結果や許可後の注意事項の説明、さらには社会保険の加入指導を行うため、土木事務所にご足労いただいておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、ご意見につきましては、郵送事故等のトラブルが生じないか、許可時の説明等に支障が生じないか等の課題について、行政書士会ともご相談しながら、検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>○建設業法 11 条 2 項に基づく決算終了後提出する「変更届」については、形式的な審査であるにも関わらず、次に掲げる内容を確認するため、受付時の届出での時間等の負担が多いと思っております。つきましては、変更についての形式的な審査をしていただき、時間の短縮を図り届出人に対して負担軽減をお願いしたい。</p> <p>（審査内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事経歴書の工事内容は業種に合致している。 2. 上記1と工事施工金額の区分などが一致している。 3. 工事施工金額と、決算書が一致している。 4. 決算書の相互に関連する金額が一致している。等 	<p>・担当課：監理課</p> <p>「変更届」については、建設業法第13条に基づき公衆の閲覧に供する書類であり、また、経営事項審査の際にも確認する書類であることから、内容に誤り等がないか確認を行っております。</p> <p>提出時の確認については、申請者に再度ご足労いただくことがないよう、負担軽減を考慮して行っておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>
<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請方法は予約式として、 2. 一般社団法人茨城県産業廃棄物協会に予約して、日時を決定することとし、 3. 申請日は原則毎週火曜日・水曜日・木曜日の9時30分から16時となっております。 <p>行政手続法第7条及び同県条例7条では、申請</p>	<p>・担当課：廃棄物対策課</p> <p>産業廃棄物処理業許可申請の受付は、平成26年度までは、水戸市内の茨城県産業廃棄物協会毎週火、木曜を申請受付日として、県職員が同協会まで出向いて実施してきたところですが、平成27年度から水曜日も申請受付日としたところですが、</p> <p>申請の受け付けに当たっては、受付時から申請書類の不備の指摘など指導を行っていることや個人</p>

<p>が事務所に到達した時は遅滞なく審査を開始しなければならないと定めているので、受付機関・受付日時等の拡大を図ったり、郵送による受付を認めるなどにより、行政サービスを拡大していただけるようご検討をお願いしたい。</p>	<p>情報の記載のある書類が添付すること、申請手数料として収入証紙を添付していることなどから対面審査としているところです。</p> <p>今後も、引き続き許可申請の利便性向上について検討を行い、少しでも行政サービスの向上につながるよう努めていきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。</p>
--	--

(一社) 茨城県経営者協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○県外からの産業廃棄物を搬入、処理する際に必要な「事前協議制度」を廃止または届出制にするなどの規制緩和を図っていただきたい。</p> <p>※一般社団法人茨城県産業廃棄物協会とほぼ同じ内容</p>	<p>・担当課：廃棄物対策課</p> <p>事前協議の廃止については、事前協議は廃棄物の搬入を制限するものではなく不適正処理の防止を目的としており、廃止した場合、適正処理の確保が困難になるおそれがあることや、隣接県においても事前協議制度を導入していることを考慮すると、現時点で廃止は考えにくいところです。</p> <p>事前協議の規制緩和については、平成 21 年 4 月に「電子マニフェストの使用による場合の事前協議の省略」及び「事前協議の有効期間の 3 年から 5 年への延長（但し最終処分場で直接処分する場合には 3 年間のまま）」、平成 23 年 4 月に「事前協議の手続きを排出事業者だけでなく県内の処分業者でも行える」、「処分業者が優良認定業者の場合は協議不要」などの規制緩和を図ってきています。</p> <p>今後については廃棄物の適正処理を第一として、引き続き規制緩和について検討してまいります。</p>
<p>○次の手続きの各種申請から許可までの期間短縮について要望します。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理業の新規許可、更新許可、変更許可の申請</p> <p>(2) 許可証の書換えを伴う変更届、産業廃棄物処理施設の設置許可申請</p>	<p>・担当課：廃棄物対策課</p> <p>(1) 産業廃棄物収集運搬業及び処理業許可申請の審査については、事務処理の合理化等を進め、標準処理期間が犯歴照会期間を含めて 60 日間（土日祝日を除く。従って、3 カ月近くとなる。）であるところを、概ね 2 カ月程度で審査が終了するようにしているところです。</p> <p>引き続き迅速な事務処理に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>(2) 許可証の書換えを伴う変更届につきましては、届出受理後、2 週間程度で新たな許可証を返送しているところですが、さらに短縮できるよう、手続の効率化に努めてまいります。</p> <p>許可証の書換えを伴う産業廃棄物処理施設の許可申請につきましては、事例が少ないのですが、新</p>

	<p>規の設置と同様に騒音・振動等周辺環境に与える影響が大きく、他法令等にも多岐にわたり関連するため、慎重な審査が必要と考えております。</p> <p>申請があった場合は、迅速な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>○本県の工業用水使用料は、総じて近隣他県と比較し割高感が拭えません。各事業区域の使用水量を精査し、従量料金制導入時の適正料金をシュミレーションするなど、工業用水使用料低減への取り組みをお願いしたい。</p>	<p>・担当課：企業局業務課</p> <p>本県の工業用水道事業は、水源開発に多大の費用を要したこと、給水エリアが広く管路延長が長いことなどから、多額のコストがかかっているため、近隣他県と比較して高い料金水準となっております。</p> <p>工業用水料金については、3年ごとに見直すこととしており、今年度がその時期となっていることから、全事業において平成26年度決算を踏まえ、今後の収支を精査するなどの見直し検討を進めているところです。</p> <p>今後とも、支払利息や維持管理費の削減、施設の長寿命化等により更なる経営改善を図り、工業用水料金の低減に努めてまいります。</p>

(一社) 茨城県産業廃棄物協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」第7条の規定に基づく、県外から産業廃棄物を搬入して処理する場合に必要な事前協議制度の廃止あるいは規制緩和を図っていただきたい。</p> <p>(詳細内容)</p> <p>条例及び「茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項」により、県外から産業廃棄物を搬入して処理する場合は、排出事業者は県に事前に協議することとなっている。</p> <p>当該制度については、関東近県では本県と千葉県がほとんど全ての産業廃棄物について適用していたが、千葉県では、平成25年度から栃木県同様、最終処分に係る産業廃棄物についてのみ事前協議を行うことになった。このため、関東近県で、ほとんどすべての産業廃棄物の処理について事前協議を行う義務があるのは本県のみとなっている。</p> <p>本県では、当協会からの要望により、処理期間の短縮や代理協議者の認定など改善は図られているが、県外産業廃棄物の適正処理の迅速化を図るため、協会としては、事前協議制度そのものを廃止するか、又は県外排出事業者が県内において</p>	<p>・担当課：廃棄物対策課</p> <p>事前協議の廃止については、事前協議は廃棄物の搬入を制限するものではなく不適正処理の防止を目的としており、廃止した場合、適正処理の確保が困難になるおそれがあることや、隣接県においても事前協議制度を導入していることを考慮すると、現時点で廃止は考えにくいところです。</p> <p>事前協議の規制緩和については、平成21年4月に「電子マニフェストの使用による場合の事前協議の省略」及び「事前協議の有効期間の3年から5年への延長(但し最終処分場で直接処分する場合については3年間のまま)」,平成23年4月に「事前協議の手続きを排出事業者だけでなく県内の処分業者でも行える」,「処分業者が優良認定業者の場合は協議不要」などの規制緩和を図ってきています。</p> <p>今後については廃棄物の適正処理を第一として、引き続き規制緩和について検討してまいります。</p>

<p>自ら処理する場合と同様、届出制にするなどの規制緩和をしていただきたい。</p> <p>※一般社団法人茨城県経営者協会とほぼ同じ内容</p>	
--	--

(公社) 茨城県宅地建物取引業協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○農業委員会での幹線道路沿線の市街化調整区域における商業宅地への申請手続きを簡素化していただきたい。具体的には、次のとおり。</p> <p>(1) 農業振興地域除外申請手続きの期間短縮</p> <p>(2) 幹線道路沿線は農業振興地域から除外とする。</p>	<p>・担当課：農業政策課</p> <p>(1) 農用地区域からの除外の手続きについては、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第11条において、おおむね30日間の縦覧期間及び15日間の異議申出期間が定められています。また、除外に当たっては県の同意が必要とされていることから、市町村における内部審査に加え、県における審査も必要となります。このため、手続きには相当の期間が必要となりますので、ご理解願います。</p> <p>(2) 農振法第10条第3項において、集団的に存在する農用地や土地改良事業等を施行した区域内の土地など農業上の利用を確保する必要がある土地は、農用地区域に含めることとされています。</p> <p>従って、これらの基準に該当する土地については、幹線道路沿線との理由をもって農用地区域から除外することは困難であると考えます。</p>
<p>○権限移譲を行っていない市町村においては、農業委員会の許可が得られても、県の許可が必要となり手続きに時間がかかっています。</p> <p>権限移譲の市町村を増やしていただきたい。</p>	<p>・担当課：農業政策課、県民センター総室（農業政策課）</p> <p>農地転用許可の権限移譲については、個別訪問等を行い、市町村に対して権限受入れの働きかけを行っているところであり、今後も引き続き移譲市町村を増やすための取組を行って参ります。</p> <p>また、農地法改正により、平成28年度から市町村が県と同等の権限を持つ指定市町村制度も導入されますことから、関連情報の提供にも努めてまいります。</p> <p>(県民センター総室)</p> <p>県では、住民に身近な事務は基礎自治体である市町村が処理できるよう、「市町村への権限移譲方針」に基づき権限移譲を進めております。しかしながら、受入体制が整わない等の理由により、移譲が進まない市町村もございます。</p> <p>県といたしましては、引き続き市町村との協議を進めるなど、権限移譲の推進に努めてまいります。</p>

<p>○一部農業委員会では、農地転用の許可申請に対して「事業計画書」と題した書面の提出を求め、その書面で申請地以外の2つの候補地を記載することを求めています。その根拠が不明であるので、廃止をしていただきたい。</p>	<p>・担当課：農業政策課</p> <p>農地の転用許可については、農地法第4条第2項及び第5条第2項において規定されており、優良農地については、優良農地の確保の観点から原則不許可とされています。</p> <p>また、申請地以外の周辺の土地において、事業の目的を達成することができるかと認められるとき、不許可とする場合があるため、事業の実施にあたり、申請する農地以外に代替可能な土地がないか候補地の検討を求めているものでありますので、ご理解願います。</p>
<p>○空き家の利活用促進のために、民泊等が容易にできるような特別区指定の導入をしていただき、旅館業法等の各種法令による規制の緩和をしていただきたい。</p>	<p>・担当課：生活衛生課</p> <p>一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスにつきましては、現在、旅館業法を所管する厚生労働省において、規制改革実施計画（平成26年6月30日閣議決定）に基づき、幅広い観点から検討しており、平成28年に結論を得ることとしております。</p>
<p>○市街化区域の開発行為対象面積を現行の1,000㎡以上からそれ以上に拡大していただきたい。</p>	<p>・担当課：建築指導課</p> <p>市街化区域で許可が必要な開発行為の規模については、都市計画法により1,000㎡以上と定められており、県では、条例を定め適用面積を引き下げることができますが、引き上げることはできません。良好な水準の市街地を形成するため必要な法制度と考えておりますので、ご理解をお願い致します。</p>